

園の機能の増進に資するか否かは、設置、管理される公園施設の性質や、都市公園の目的たる機能、効用に沿って判断すべきである。上記のとおり、公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設等に分類されているところ、その施設名称からも明らかなおり、公園施設は利用者たる住民等の心身の健康や良好な生活環境に寄与することが期待されるものである。そして、都市公園法は、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とするから、上記許可は、公園施設を都市公園に設置することによって住民等の心身の健康や良好な生活環境に寄与し、公共の福祉の増進に資することとなるか否かという観点から判断されるものであるということが出来る。他方で、上記許可の要件として、都市公園の敷地たる土地や公園施設の一部をなす建物等の財産価値に関するものは見当たらないので、上記許可は都市公園又は公園施設の一部をなす不動産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とした財務会計上の財産管理行為には該当しないと解するのが相当である。

そうすると、本件設置許可は、参加人に対し、松山公園内に本件施設を設置することを許可するものにすぎず、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には該当しないから、17号事件に係る訴えのうち、地方自治法242条の2第1項2号に基づき本件設置許可の取消しを求める訴えは不適法である。

この点、原告は、当該財産管理行為が、その財産的価値の維持・保全・管理の在り方等と密接に関わる場合は、財務会計行為に該当すると解すべきである旨主張するが、上記のとおり住民訴訟の目的に照らすと、住民訴訟の対象を財務会計行為以外の行為に拡大すべき理由はなく、原告の主張は採用することができない。

(2) 17号事件に係るその余の訴え（請求の趣旨第2項、第3項）について

17号事件の訴えに係る本件監査請求①は、前記のとおり、本件設置許可

をもって都市公園法及び那覇市都市公園条例に違反する違法な財務会計行為であるとして、本件設置許可を取り消し、本件施設敷地について本来徴収すべき地代相当額の支払を那覇市長及び参加人に請求するよう求めるものである。そして、本件設置許可がそもそも住民監査請求の対象となる財務会計行為とはいえないことは、前記のとおりである。そうすると、本件監査請求①は地方自治法の定める類型に適合しない不適法なものであったというほかなく、その余の点について判断するまでもなく、本件監査請求①に基づく17号事件の訴えは、請求の趣旨第2項及び第3項に係る部分についても不適法というほかない。

この点を、原告の主張を踏まえて敷衍するに、17号事件の請求の趣旨第2項は、平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認であるところ、前記前提事実のとおり、原告は、上記怠る事実を本件監査請求①の対象としていなかったことを認めているから、請求の趣旨第2項に係る訴えは、適法な監査請求を経ていないものとして不適法であることが明らかである。

また、17号事件の請求の趣旨第3項は、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件免除及び本件設置許可が違法であるとして、上記使用料相当額について、当時の那覇市長に対しては損害賠償請求、参加人に対しては損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることを被告那覇市長に対して求める請求であるところ、前記前提事実のとおり、原告は、本件免除及び17号事件の請求の趣旨第2項に係る怠る事実のいずれも本件監査請求①の対象としていなかったことを認めており、前記(1)のとおり、本件設置許可はそもそも財務会計行為に当たらないのであるから、請求の趣旨第3項に係る訴えも、適法な監査請求を経ていないものとして不適法であることが明らかである。

したがって、17号事件に係るその余の訴え（請求の趣旨第2項、第3項）

は、いずれも適法な監査請求を経ていない不適法な訴えである（地方自治法 242条の2第1項、2項）。

(3) 以上によれば、17号事件に係る訴えはいずれも不適法である。

2 争点②（13号事件に係る訴えの適法性）について

普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして地方自治法242条1項の規定による住民監査請求があった場合に、当該監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日第2小法廷判決・民集41巻1号122頁）。

これを本件についてみると、本件監査請求②は、本件免除が憲法上の政教分離原則に違反しているとして、本件免除が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とするものである。そして、本件免除は、那覇市公園条例11条及び別表第1所定の基準（占有面積1㎡当たり月額360円）から年額（576万7200円）を算定し、これを全額免除するものであるから、将来にわたる使用料をあらかじめ免除する趣旨のものと理解されるのであって、将来の使用料についても本件免除の時点で免除の効果が生ずるものと解される。したがって、当該怠る事実に係る本件監査請求②については、本件免除がなされた日を基準として地方自治法242条2項を適用すべきである。しかし、本件免除がされたのは、前記前提事実の通り、平成26年3月28日であり、本件監査請求②がされたのは平成27年4月24日であるから、本件監査請求①が、本件免除から1年を経過してなされたことは明らかであり、本件において監査請求期間を徒過したことに正当な

理由（地方自治法242条2項ただし書）があるとも認められないから，本件
監査請求②は，不適法であるといわざるを得ない。

したがって，13号事件に係る訴えは，適法な監査請求を経ていないから，
いずれも不適法である（地方自治法242条の2第1項，2項）。

第4 結論

以上によれば，その余の点について判断するまでもなく，本件訴えはいずれ
も不適法であるから，これを却下することとして，主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 森 鍵 一

裁判官 中 町 翔

裁判官 此 上 恭 平

これは正本である。

平成28年11月29日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 竹内幸枝

